

# みどり青申

## 第92号



一般社団法人  
**みどり青色申告会**

会長 平野 稔

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

予約TEL 050-3719-5607

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん

### 11月号のトピック

- 年末調整相談会開催 (様式の記載例)
- 消費税込インボイス制度解説シリーズ第3回 (支払先の登録状況の確認と会計帳簿の整備)
- 決算書作成“準備” / 決算相談会開催
- 消費税の確定申告が必要か決算書等を再確認!
- スマイルフッキング、日帰りバス旅行報告

完全  
予約制

## 年末調整相談会開催

土日祝日、  
年末年始  
休暇を除く

相談期間: 令和4年 12月1日(木) ~ 令和5年 1月10日(火)まで

※ 年間の給与額が確定している方は、予約のうえ、年内の早い時期にご来所ください。

相談時間: 9時、9時半、10時、10時半、11時、11時半、13時、13時半、14時、14時半、15時、15時半  
1枠 25分間 但し、従業員が3名以上または、2名で2名とも源泉徴収がある場合は最大2枠 (50分)

予約方法: 予約TEL **050-3719-5607** 予約サイト <https://midori-airo.rev.n.jp/>



専従者や従業員に対して給与・賞与の支払いをする事業主の方は年末調整を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなくてはなりません。

- ① 令和4年分所得税源泉徴収簿
- ② 源泉所得税及び復興特別所得税の納付書

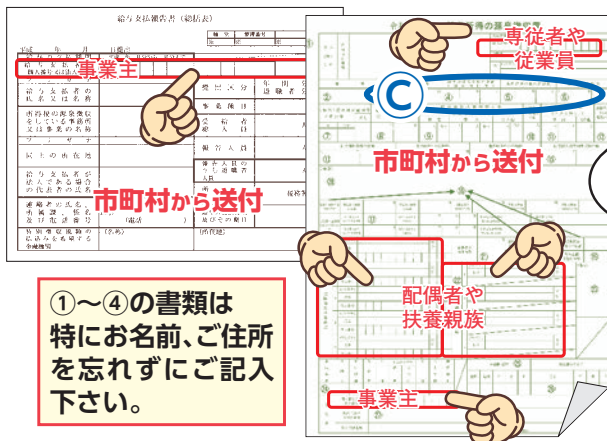


⚠ 税額0円でも納付書は提出

- ⑤ 事業主の本人確認書類 (マイナンバーカードか免許証+通知カードなどのコピー)

専従者、従業員が控除を受けるためには、下記を提出してもらう必要があります。

- ③ 給与支払報告書(総括表)
- ④ 給与支払報告書(個人別明細書)



①~④の書類は特にお名前、ご住所を忘れずにご記入下さい。

③・④はマイナンバーの記載が必要です。

- ⑥ 令和4年分・令和5年分扶養控除等(異動)申告書

- ⑦ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

- ⑧ 保険料控除申告書

- ⑨ ⑧の各種控除証明書 (生命保険料、地震保険料等)

事務局へご相談の際には上記①~⑨の書類等をご記入のうえ、お持ちください。

(①・⑥・⑦・⑧は、当会HPよりダウンロードも出来ます。)

ABCの記載例は次ページへ▶

# 前ページ A B C の記載例：月8万円、年間96万円の給与

## A 令和4年分基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除申告書

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

事業主 緑 青色商店 横濱市青葉区〇〇〇〇

専従者や従業員の名前・住所 山川太郎 横濱市緑区〇〇〇〇

記載例や書き方の動画などを確認できます。

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

「基礎控除」、  
「配偶者控除・配偶者特別控除」、  
「所得金額調整控除」の適用を受けるには、従業員の方から、該当箇所を記入したAの提出を受けておく必要があります。

## B 源泉徴収簿

給与	960,000
給与前控除等	410,000
源泉徴収額	0
基礎控除	480,000
所得控除額の合計額	480,000

## C 給与支払報告書

給与支払報告書(個人別明細書)

横濱市緑区〇〇〇〇

山川太郎

給与	960,000
給与前控除等	410,000
源泉徴収額	0
基礎控除	480,000



＜一般社団法人みどり青色申告会担当＞  
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース

お問い合わせはこちらから！ →

0120-788-766



〒226-0011 横濱市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F  
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072  
URL https://mypace.co.jp/ E-mail sales@mypace.co.jp

(一社) みどり青色申告会の

## 葬儀支援サービス

新たな手続きは不要!



制度運営 株式会社全国儀式サービス

正会員の特典

### 葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目やサービスを「基本セット」(首都圏平均50万円)として26.4万円(税込)でご利用になれます。 ※2018年7月からご利用料金が変わりました。

### 24時間365日、お電話1本で全国のご葬儀を手配

事前のご相談も承ります。

ヨニイシクミ

0120-421-493

この制度は、事前にお電話いただかないとご利用になれません。

今の時期にしっかり相談しておきましょう。(確定申告期間の複数回の相談、期限間際の相談は有料です。)

## 決算書作成“準備”相談会

お急ぎください!!



最終  
期限

令和4年  
**11月30日(水)まで**

※土日祝祭日を除く

- インボイス登録申請サポート
- 手書きの複式簿記で試算表が合わない
- 今年会計ソフトを初めて使用している
- 減価償却資産を購入した
- 不動産所得で入居者の入退去があったなどの相談会です



## 決算相談会

今年から始まります!!



相談  
期間

令和4年  
**12月1日(木)~**  
令和5年  
**1月20日(金)まで**

※土日祝祭日、年末年始休暇(12/28~1/3)を除く

- 決算整理の帳簿上の処理
- 年末の前払いや未払いの経費の取扱い
- 棚卸しの仕方
- 確定申告当日の持ち物確認などの相談会です



**相談時間** 午前：9時、10時、11時～ 午後：1時、2時、3時～

確定申告前にご相談いただける最終期間です。確定申告当日は一度の来所で終了するようご準備ください。

予約  
TEL **050-3719-5607**

メール登録や変更の手続きがお済みでない方



予約  
サイト <https://midori-aiiro.revn.jp/>

メール登録をしている方で、パスワードを忘れてしまった方は再設定



売上げ1,000万円  
前後の方は要注意!

## 消費税の確定申告が必要か、 決算書や譲渡の内容を再確認!

### ◎令和4年分の申告・納税が必要な方

(①~②のいずれかに該当する場合)

※令和4年分の売上高を問わず、申告・納税の義務があります。

- ① 令和2年分の課税売上高が1,000万円を超えた場合。
- ② ①に該当しない場合で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているとき。
- ③ その他(相続による事業承継をした方など)

### ◎令和4年分の申告と申告納付期限

消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率(8%)のものとし、新税率(10%と軽減8%)のものとしそれぞれ区分して記載した帳簿に基づき作成します。

申告納付期限：令和5年3月31日(金)まで

### ◎事業用賃貸用資産の譲渡や支援金等の取扱い

- ・消費税の課税の対象となる取引は、販売用の商品だけでなく事業に使用していた建物や機械、車両等の事業用資産の譲渡についても課税されます。例えば、賃貸用や店舗用の建物を売った場合にも課税の対象となります。
- ・新型コロナウイルス感染症による支援金等は消費税の課税対象外となります。(一方、所得税は課税対象ですので、帳簿上『雑収入』として記帳します。)

### ◎消費税の申告の計算方法

一般課税と簡易課税の2通りの方法があります。

### ◎簡易課税を適用する場合 インボイス対応がカンタン!

適用を受ける前年の12月末日までに、税務署に『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出しておく必要があります。

※簡易課税を一度選択すると、適用から2年間取りやめることができません。

※簡易課税を選択した場合においても、前々年分の課税売上高が5,000万円を超えたときは適用できません。

※免税事業者がインボイス発行事業者として登録日から課税事業者となる場合で、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出を提出したときは、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

(提出期限の特例)

免税事業者が令和5年10月1日に発行事業者の登録を受ける場合、その年令和5年12月31日を期限とすることができます。

詳しくは事務局にお問い合わせください。

- STEP1** まず登録の判断  
5月号
- STEP2** 事前の登録申請  
9月号
- STEP3** 売上先への周知  
9月号
- STEP4** 支払先の登録状況の  
確認と会計帳簿の整備  
11月号

消費税インボイス制度  
解説シリーズ  
第3回



バックナンバー

## STEP4 「支払先の登録状況の確認と会計帳簿の整備」

消費税申告の計算方法が一般課税だと、インボイスの対応はとっても煩雑！  
簡易課税の選択届出を提出期限までに行わないと、一般課税で申告することになります。

### インボイス制度開始後は、消費税の計算方法が「一般課税」の場合、

- ・**支払先から交付を受けたインボイス** と
- ・**法定事項を記載した帳簿**

の両方の保存がなければ、その取引についての「仕入税額控除」を行うことができません。

計算方法	消費税込額	=	課税売上げに係る消費税込額※ (売上税額)	-	課税仕入れ等に係る消費税込額※ (仕入税額)	↓	仕入税額控除
			<small>※消費税込額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。</small>				

そのため、

**支払先が発行事業者の登録をしない場合** → 支払う報酬が以前と変わらなくても、自身の税負担が増加します！(実質的な”値上げ”になります！)

**会計帳簿の整備にあたっては** → 法定記載事項はこれまでと同じですが、課税仕入れについて、受領するインボイスに記載の「登録番号」を国税庁の「公表サイト」で検索し、支払先の登録状況を確認したうえで、正確に「税区分」を付すことが求められます！

(手元の登録番号と紐付けるため、摘要欄への「取引先名」記載も欠かせません！)

次ページ以降に「一般課税」の方がこれらに対応するためのスケジュール(目安)を示しますので、必要な対応を余裕をもって進めるようにしてください。

**「簡易課税制度」を選択する場合には、これら大部分の対応は不要となります。**

**特に支払先の理解や協力を得ることが難しいときには、早期に選択届出書の提出を検討してください。**

※簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者のみ適用できます。

※令和5年分が当初から課税事業者である方の提出期限は、令和4年12月31日です。)

### インボイス制度説明会 登録申請期限前の **ラストチャンス!**



**11月25日(金) 午後2時00分～4時00分**  
ハウスシェア横浜 セミナールームA(4階)  
(横浜市営地下鉄ブルーライン中川駅より 徒歩2分)

Zoomでも  
参加できます!



インボイス制度  
説明会チラシQR

※できるだけ黄色線の時期に完了しましょう。

一般課税のインボイス対応	令和4年			令和5年								
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
自身の準備												
① インボイス制度の理解、自身の登録申請	■	■	■	■	■							
② 売上先への登録状況の周知	■	■	■	■	■							
③ (状況により) 簡易課税制度の選択 ※令和5年分が当初から課税事業者の場合 ※制度開始と同時に課税事業者となる場合	■	■	■	■	■							
支払先への対応												
④ 登録状況(意向)の確認	■	■	■	■	■							
⑤ インボイス発行事業者への転換依頼	■	■	■	■	■							
⑥ (免税事業者との) 価格交渉	■	■	■	■	■							
⑦ (免税事業者との) 取引継続可否の検討	■	■	■	■	■							
⑧ (取引を継続しない場合の) 業者の再選定	■	■	■	■	■							
確定申告や制度開始に向けた準備												
⑨ 会計ソフトの導入 ※ブルーリターンAキャッシュバック キャンペーンは4月から												
⑩ 正しい会計処理の再確認												
⑪ 自身のインボイス様式や対応レジ等の準備												

消費税インボイス制度スタート

確定申告期間中は、インボイス制度についてのご案内はできません。ご不明な点がある場合には、年内お早めにお問い合わせください。

令和4年

- ①-② まずは自身の登録申請を済ませ  
たうえで年内できるだけ早めからスタート
- ④-⑤ 支払先への登録状況(意向)確認  
とインボイス発行事業者への転換依頼



公表サイト  
(国税庁)



インボイス  
登録状況一覧

- ⑥ 免税事業者への取引価格の再交渉



インボイス質問票  
(参考:日本商工会議所  
作成 法人版)



免税事業者及び  
その取引先の  
インボイス制度への  
対応に関するQ&A  
(公正取引委員会)



発行事業者  
以外の者からの  
課税仕入れ(Q&A)



支払先が登録済である場合

支払先から「登録番号」を受け取り、「公表サイト」で正確な内容であるか確認したうえで、勘定科目毎に手元に記録しておきます。

※登録状況は「氏名や名称」からでなく、「登録番号」から検索します。確実に登録番号を受け取りましょう。

支払先の登録が済んでいない場合

発行事業者(課税事業者)への転換の依頼を行い、登録の予定のない免税事業者には価格の再交渉をスタートします。(行わない場合には、**自身の税負担が増加**します。)

※インボイスの登録自体は任意であることから、特に免税事業者への転換依頼や価格交渉にあたっては、「**優先的地位の濫用**」とならないよう注意が必要です。

※インボイス発行事業者“以外”(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)から行った課税仕入れについては、経過措置として仕入税額相当額の一定割合(当初は80%)を控除できることになっています。但し、実は支払先が発行事業者であった場合などには、**原則通りインボイスの保存がなければ、控除は全くできないこととなります。無条件に控除できる措置ではありませんので、適用にあたっては、まずは支払先が発行事業者なのかの確認が必要となります。**

令和4年

12月31日

③ (令和5年分が当初から課税事業者の)「簡易課税制度選択届出書」の提出期限



簡易課税制度 (国税庁)



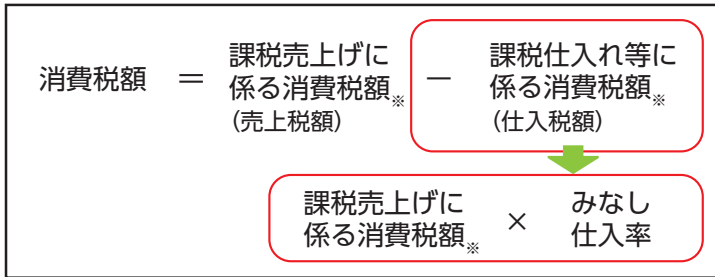
免税事業者が簡易課税制度を選択する場合 (国税庁)

支払先における発行事業者への転換や、取引価格の再交渉が十分に進まない場合には、インボイス保存が不要で仕入税額控除を行うことができる「簡易課税制度」の選択も検討します。

※免税事業者が登録日から課税事業者となる場合で、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出を提出したときは、その課税期間から適用を受けることができます。

(例) 免税事業者が令和5年10月1日に登録する場合、令和5年12月31日が期限となります。

《参考》 簡易課税制度による消費税額の計算



※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

簡易課税制度では、課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品）の譲渡に係る事業を除きます。）、 鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、 第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に 該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%



令和5年

3月31日

⑦-⑧ (制度開始と同時に登録する場合の)インボイス登録申請の原則期限



令和5年10月1日のインボイス制度スタートと同時に発行事業者として登録して貰うための申請期限です。この時期を目標に転換依頼や価格交渉を進めましょう。

※「優先的地位の濫用」とならないよう注意が必要です。

※期限までに申請しなかった免税事業者に対しては、原則経過措置による一定割合の控除で許容するか、価格交渉を引き続き行うか、自身の税負担への影響から、取引継続の可否も含めて検討することになります。

令和5年

4月1日～

⑨ 会計ソフト「ブルーリターンA」  
キャッシュバックキャンペーン開始！



会計ソフト  
「ブルーリターンA」

⑩ 仕入税額控除のための  
正しい会計処理の再確認



公表サイト  
(国税庁)



インボイス  
登録状況一覧



● 一般課税の場合、日々の記帳→複数存在する税区分の年間集計→消費税申告書の過程は、手書きで帳簿を整えるとなると、相当な労力を必要とします。

※説明会でも触れておりますが、一般課税のインボイス対応には、会計ソフトの導入を強くおすすめ致します。

● 帳簿には、会計ソフトなどでも通常入力する「日付」や「金額」に加え、摘要欄に「取引先名」や「(適用税率が判断できる程度の)内容」を記載し、課税仕入れについて、事前に聞き取った「登録番号」から「公表サイト」で支払先の登録状況を確認したうえで、正確に「税区分」を付します。(入力画面イメージ)

※科目毎に「インボイス登録状況一覧」を用意すると便利！

《入力画面イメージ：振替伝票入力の場合》

前へ 次へ 日付: 2023年 10月 1日 振替伝票入力(単一)						消費税率 設定	伝票 番号 : 措3
金額 税区分	コード	借方科目 補助科目	摘要	コード	貸方科目 補助科目	金額 税区分	インボイス 無し
11,000	604	仕入	とくら商店 商品	100	現金	11,000	無し
1:課税10%						8:税外等	

※会計ソフト「ブルーリターンA2023」の開発中画面です。

これまでの税区分に加え、支払先が適格請求書発行事業者以外である場合の経過措置の適用にあたり、プルダウンボタンが新設される予定です。

制度スタートに間に合うように

⑪ 対応レジなどのシステムの入替、  
改修、自身のインボイス様式やゴム印  
の準備

● 様式については、制度スタート前でも、通知が行われた段階から登録番号などの記載をして差し支えありません。

● その他の記載事項を満たせば、「登録番号」についてはゴム印などで済ませることもできます。

令和5年

10月1日～

・インボイス制度スタート！



# 個人事業者を全力でサポートします!

お知り合いの方  
いらっしゃいませんか?

●● ご近所、お知り合いの個人事業主様で記帳・決算でお悩みの方が  
おられましたら是非当会をご紹介ください!  
※ご紹介いただいた方には、粗品をプレゼントいたします。

## 当会のサービス内容

### 記帳・決算支援

- 個別記帳指導
  - 決算、確定申告サポート
  - e-Tax (電子申告) の手続き等のサポート
  - 税務署への書類提出の代行
  - 年末調整 (源泉所得税) サポート
  - ブルーリターン A (青色申告会のパソコン会計ソフト) の販売と操作指導
- ※29,700円 (税込) 保守契約料3年分含む 令和4年現在

### 研修会・説明会

- 税務研修会 (税制改正など)
- 青色学校 (簿記教室) を年1回開校

### 情報配信

- 会報誌 (年6回) やメールで税制改正などを配信しています。

### 福利厚生

- 税理士による税務相談会 (個別) の実施
- 専門家 (弁護士・社労士・不動産業・ホームページコンサルタント等) による個別相談
- 小規模企業共済制度や各種共済のご案内
- 労働保険の加入案内
- 成人病検診の実施
- 冠婚葬祭支援サービス
- 家づくり・リフォーム支援・不動産管理 など

### 親睦交流

- バス研修旅行
- 異業種交流会 など



### 税制改正運動

国税や地方税制について、個人事業者の立場から改善を要望しています。

今後の相談会などの スケジュール	令和4年						令和5年					
	11月			12月			1月			2月	3月	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
決算書作成”準備”相談会	~11月30日(水)											
ブルーリターンA 購入キャッシュバックのための記帳点検完了	上旬											
インボイス登録申請のサポート	~11月30日(水)											
確定申告期間の予約				【WEB・来所予約】は12/1(木)から、【電話予約】は12/8(木)からスタート(詳細は同封別紙)								
年末調整相談会				12月1日(木)~1月10日(火)								
決算相談会				12月1日(木)~1月20日(金)								
所得税の確定申告期間							1/23(月)~3/15(水)					
消費税の確定申告期間											~3/31(金)	

「産屋敷技術」で建物のゆがみを抑える  
繰り返し震う地震に耐え、建てる人も住む人も安心。  
制震重鉄ハイブリット構造を採用

賃貸住宅も「マンション」の時代  
3階建て賃貸マンション

Vieuno LUGALO  
【ビューノ・ルガロ】 誕生!

美しさが長続きの光触媒タイル採用!

「価値が続く賃貸住宅」とは?  
同封チラシをチェック!

あなたの誇りを建てる。  
Panasonic Homes

安心 安全 国がつくった  
**小規模企業共済**  
こんな悩みにお応えします

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための  
**退職金制度**  
廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。
- 2 掛金は  
**全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。
- 3 受取時も  
**税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットなら24時間いつでも質問!

Be a Great Small 中小機構

小規模共済 検索



横浜市からのお知らせ

償却資産申告書はeLTAXで電子提出を!

～償却資産申告書(固定資産税)の提出について～

【提出期限】 令和5年1月31日(火)です!

早期提出にご協力をお願いします。

【お問合せ先】

横浜市償却資産センター (財政局償却資産課)

〒231-8343 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

Tel.045(671)4384 受付: 8時45分～17時15分

(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。

横浜市 償却資産センター

検索

税を考える週間

11月11日(金)～17日(木)

国税庁では、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」として、様々な広報・広聴活動を行っています。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民各層・納税者の皆様に日常生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。



詳しくは、QRコードを読み取りください。または「税を考える週間」を検索ください。(国税庁 HP)



9/9 スマイル クッキング ご報告



生地からのピザづくりに挑戦!



去る9月9日、3年ぶりの会員親睦イベント「スマイルクッキング」に参加しました。今回の目玉は生地からのピザづくり、ハマブドウのサラダやティラミスのデザートづくりもあって盛り沢山な内容。会場はいつものJA横浜都筑クッキングサロン、24人参加、5人×5グループに分かれ、定番マルゲリータはじめ5種類のピザを各人1種類分担任で作りまし

た。会場は熱気がこもり、さながらオトナの料理甲子園。粉をこねて生地をつくるならピザソースも手作り、盛り付けて次から次へとオープンで焼いて、みんなでシェアしてお腹いっぱい食べました。食べきれなかった分はお土産に。鈴木講師のわかりやすい指導で、全員失敗もなく、家でもつくれるとの自信をつけて帰った次第。参加費1500円でこの内容には大満足、皆さんぜひ次回は一緒に。

福井孝一記



10/6 日帰りバス 研修旅行のご報告

葉山の人気レストラン「SCAPES THE SUITE」のランチと横須賀軍港巡りバスツアーを楽しみました。

当日は生憎の小雨模様でしたが、バス1台の参加者の皆様と田奈を出発、道中に事務局からインボイス制度の研修を受けながら、鎌倉の鶴岡八幡宮に到着、全員で記念写真を撮り、散策タイムとなりました。小町通や参道に立ち並ぶ名店でショッピングしたり、美味しいものを頂いたりして鎌倉を満喫した後葉山に向かいます。人気のレストランのお洒落な席で海を見ながらのランチタイム。雨の中でも江の島を望む海にはヨットやウインドサーフィンの姿も見えます。



その後は地元名産品のショッピングゾーン「葉山ステーション」でお買い物タイム。そしていよいよ横須賀に移動してメインイベントの軍港巡り。解説者も驚くような珍しい、最新鋭の海上自衛隊、米軍の潜水艦やイージス艦、ヘリ空母などが湾内に停泊しており、見ごたえのある45分間でした。久しぶりのバスツアーで参加者同士の交流も盛り上がり、無事に時間通りに田奈に帰着しました。来年もまた企画しますので、皆様のご参加をお待ちしております。

(事業厚生委員・田村昭)

こんな時には

転居



廃業



退会



その他...正会員が火災や水害により被害を被った場合、又正会員が亡くなった場合は、規程に従い、共済金を給付します。

事務局までご連絡ください! TEL.045-989-5011

会員のお店紹介

横浜♡藤が丘の隠れ家カフェ。店主ひとり営業のお店です。当店オリジナルの甘酒スムージー♪ランチ&各種カフェメニューをご用意。

青葉台から藤が丘に移転オープン!



888CAFE

横浜市青葉区藤が丘 1-24-7

TEL.045-878-5140

●営業時間: 11時～17時

●定休日: 日曜日、月曜日



随時募集しておりますので事務局までご連絡下さい(初回掲載無料)

会員特典

# 専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局(TEL:050-3719-5607)まで。

## 税理士による税務相談 予約制 (WEB予約可)

**会場** 青色申告会事務所 相談時間：50分  
11月10日(木)、12月14日(水)、1月5日(木)  
9:30～、10:30～、11:30～  
12月19日(月)、1月10日(火)  
13:00～、14:00～、15:00～ ※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

協力：東京地方税理士会緑支部

## 弁護士相談 随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。  
相談時間：30分間(初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。  
※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



波戸岡弁護士  
(当会顧問、青年部員)

## 社会保険労務士相談 随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。  
相談時間：30分間(初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。  
※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



小林社労士  
(当会顧問、青年部員)

## 不動産に関する相談

**会場** 青色申告会事務所 相談時間：50分

① 自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどの相談 予約制 (WEB予約可)

11月15日(火)、12月8日(木)  
14:00～、15:00～ ※60日前受付開始  
青色家づくりサポート 協力：パナソニックホームズ

② 空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談 随時お申込制

協力：株式会社 市萬

## ホームページ・SNS活用電話相談 随時お申込制

ホームページの立ち上げやリニューアル、SNSの選定や表現、改善についてアドバイスします。  
相談時間：30分間

※お申込み後、相談員から連絡致します。



永友一朗氏  
(ホームページコンサルタント)

※新型コロナウイルス感染症・悪天候など、やむを得ない事情により、**急遽中止**や**電話対応**となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## ご報告

### ◎令和4年度 第3回理事会

日時：令和4年9月2日(金)午後5時00分～  
場所：新横浜グレイスホテル シャーロット(4階)  
出席者：理事18名、監事1名  
議題：

- 報告事項 1：職務の執行状況報告  
2：ブロック・委員会・部会・支部からの報告
- 協議事項 1：規約特別委員会からの提案について  
2：定款変更について
- 審議事項 1：会長選考特別委員会について(委員の承認、委員長の一任)

その他  
審議事項は採決により全て承認されました。

## 今後の予定

- 11月3日(木) 中山まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつり
- 7日(月) 健康診断(都筑公会堂)
- 12日(土) 土曜日相談会
- 14日(月) 健康診断(ハウスクエア横浜)
- 16日(水) 健康診断(都筑公会堂)
- 25日(金) インボイス制度説明会(ハウスクエア横浜)
- 12月2日(金) 職員研修のため、事務所閉所
- 10日(土) 土曜日相談会
- 28日(水)～翌年1月3日(火) 年末年始のため、事務所閉所

- 令和5年
- 1月12日(木) 職員研修のため、事務所閉所
- 14日(土) 土曜日相談会

## 令和5年 当会カレンダーのお渡しについて

当会のカレンダーは、11月15日(火)以降、事務所にしてお受け取りいただけます。  
(ご希望の方は平日9時～17時にご来所下さい。)



## 編・集・後・記

日増しに寒くなる時期に差し掛かりました。今年はやはり、インボイス制度に関心を持たれる会員さんが多いように感じます。広報委員会で一生懸命作成した「みどり青申11月号」ぜひ、ご参照ください。

広報委員会担当 山本 絃之